

第4 無窓階の取り扱い

無窓階以外の階の判定は、省令第5条の5によるほか、次により取り扱うこと。●

1 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の5第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

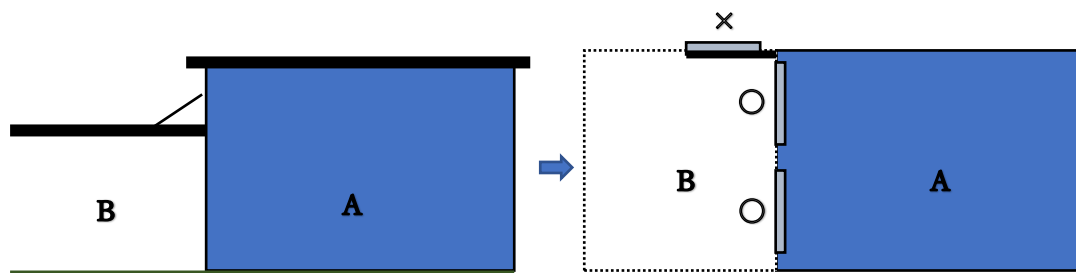
(1) 11階以上の階

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階であること。

(2) 10階以下の階

前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部(以下この項において「大型開口部」という。)が、2以上含まれているものであること。





(3) 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。(第4-1図参照)



【立面図】

【平面図】

- ・床面積の取扱いはA + Bによる。
- ・Bは無窓階算定の床面積から除くことができる。

-  : 無窓階算定上の床面積
-  : 有効開口部
-  : 有効開口部と認められない
(B部分は無窓階算定の床面積から除かれているため。)
-  : 開放部分

第4-1図

- (4) 省令第5条の5に規定する開口部を有しない無人の小規模な車庫又は倉庫の用に供する部分等で、避難上支障がないと認めるものは、誘導灯の設置については、申請不要で政令第32条の規定を適用することができる。▲

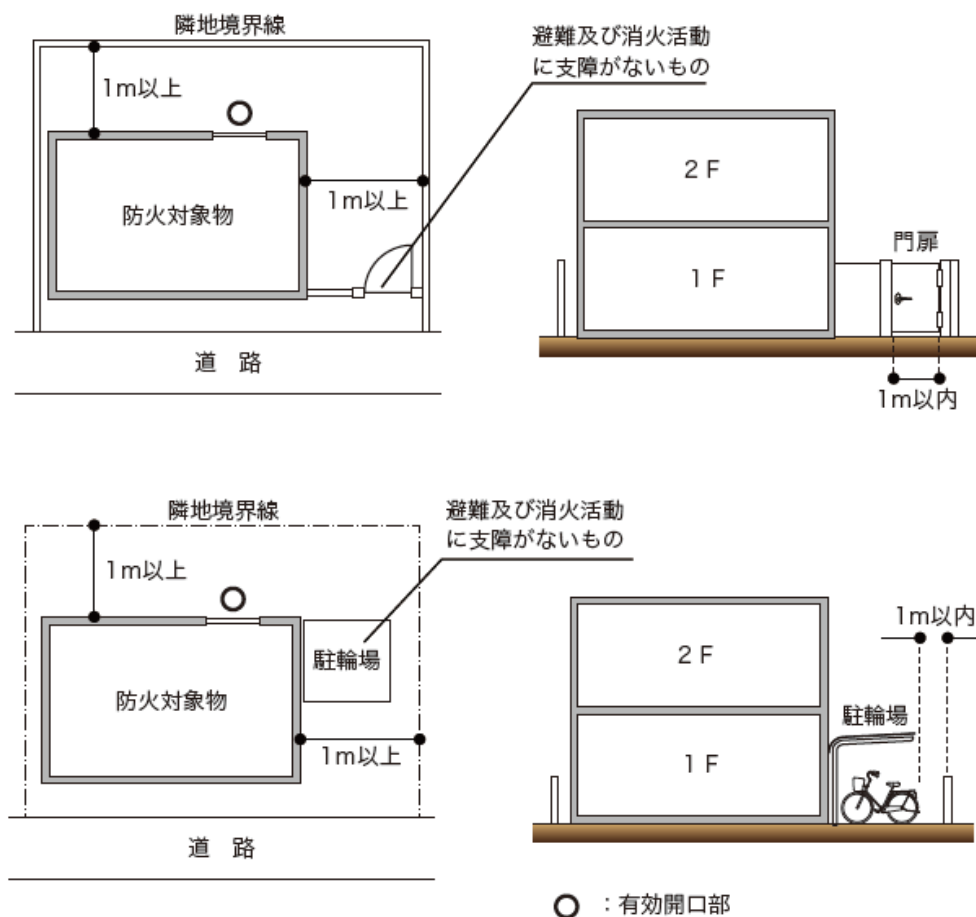
2 開口部の位置

- (1) 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の5第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。

- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。
- ウ 高さは、概ね 30cm以内、奥行は 30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- エ 踏み台の上端から開口部の下端まで 1.2m以内であること。
- オ 避難上支障のないように設けられていること。

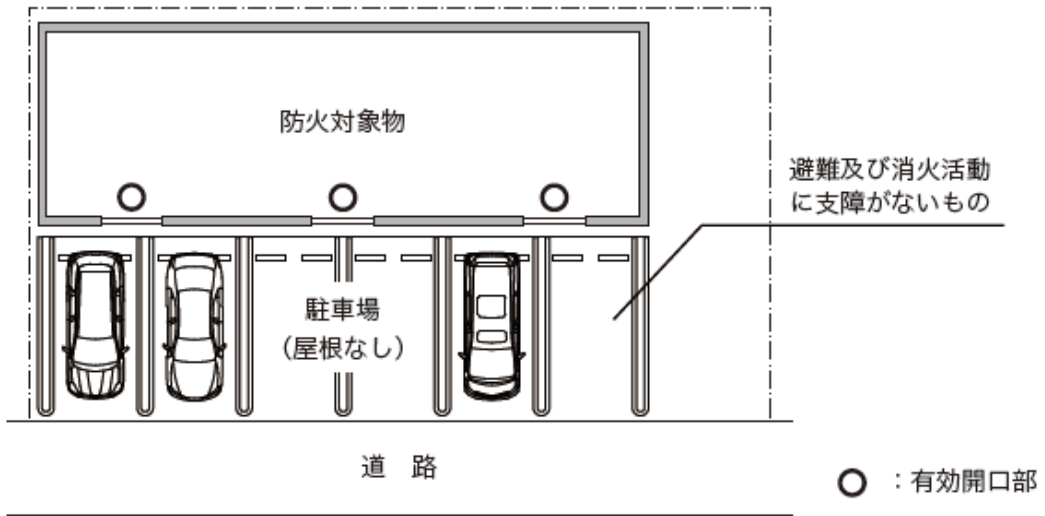
- (2) 次に掲げる場所は、省令第5条の5第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

- ア 国、地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持させるもの
- イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に面してある広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、庇又は階段状の部分で、避難及び消火活動が有効にできるもの
- ウ 道に通じる幅員1m以上の通路にある塀、駐輪場その他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの(第4-2図参照)



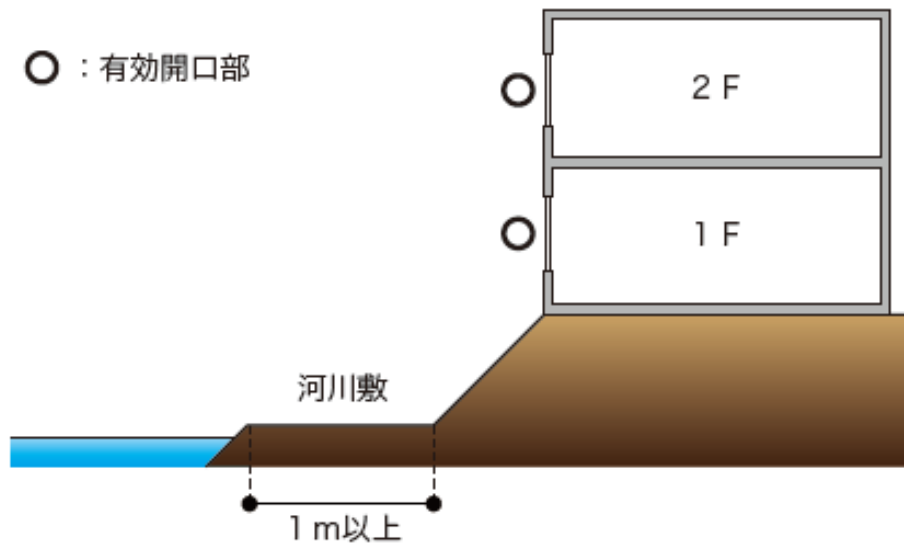
第4-2図

エ 平面駐車場、避難及び消火活動に支障がないもの(第4-3図参照)



第4-3図

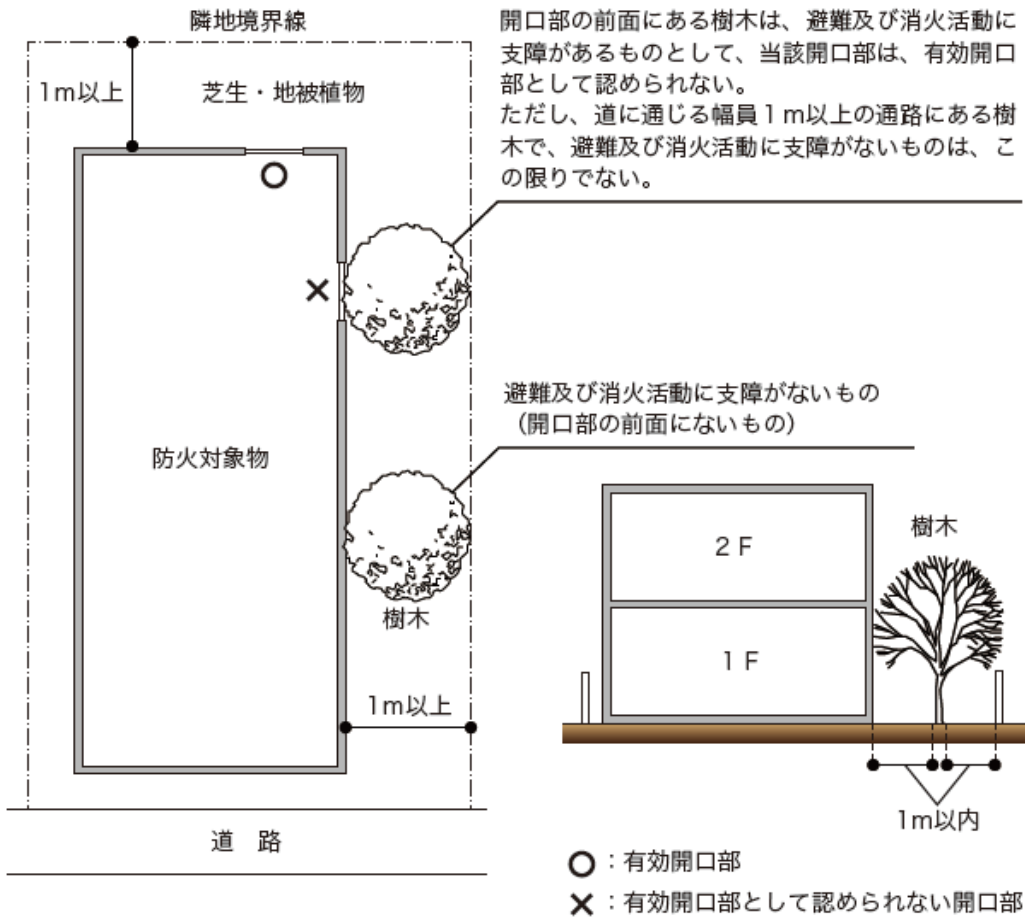
オ 傾斜地及び河川敷で、避難及び消火活動が有効にできるもの(第4-4図参照)



第4-4図

カ 芝生、地被植物等で、避難及び消火活動が有効にできるもの

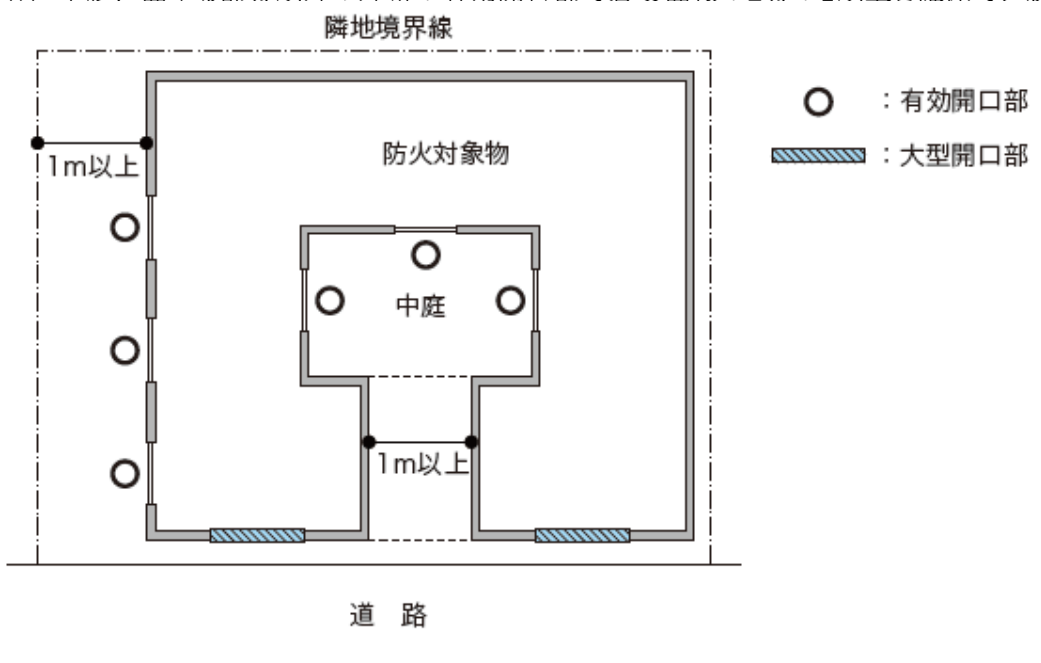
ただし、開口部の前面にない樹木で、避難及び消火活動に支障がないものを除く。(第4-5図参照)



第4-5図

キ 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの(第4-6図参照)

- (ア) 中庭から道に通じる通路及び出入口の幅員は、1m以上であること。
- (イ) 中庭に面する部分以外の外壁に2以上の大型開口部があること。
- (ウ) 中庭に面する部分以外の外壁の有効開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。



第4-6図

(3) 吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取り扱いは、次によるものとする。

ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

3 開口部の構造

次に掲げる開口部は、省令第5条の5第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

(1) ガラス窓

ア 第4-1表に掲げるガラス窓のもの。なお、低放射ガラス(通称 Low-E ガラス)は、当該表の基板と同等なものとして取り扱って差し支えないこと。

ただし、当該表以外のガラス窓であっても、平成19年3月27日付け消防予第111号「合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン」により、外部からの一部破壊等により開放できると認められる場合は、実際に開口する部分を有効開口部として取り扱うことができる。

イ 次のいずれかに掲げる窓用フィルム(内貼り用、外貼り用は問わない。)を貼付したガラスは、第4-1表の基板ガラスによって判定することができる。

(ア) 基材がポリエチレンテレフタレート(PET)製で、基材の厚みが100 μm 以下のもの

(イ) 基材が塩化ビニル製で、基材の厚みが400 μm 以下のもの

(2) シャッター付開口部

ア 手動式軽量シャッター(JIS A 4704 で定めるスラットの板厚が1.0mm以下のもの)

屋内から手動により開放することができるもので、次のいずれかに掲げるもの。

(ア) 施錠装置がなく、屋外及び屋内から容易に開放できるもの

(イ) 避難階に設けられたもの(屋外から消防隊が特殊な工具等を用いることなく容易に開放できるものに限る。(ウ)において同じ。)

(ウ) 建基令第126条の7第5号に規定するバルコニー、第121条第3項ただし書の避難上有効なバルコニー又はこれと同等以上の面積(奥行き60cm以上、長さが当該シャッターの幅以上(概ね1m以上)を有するものに限る。)及び耐火性能を有し、かつ、構造耐力上安全なバルコニーに設けられたもの

(エ) 煙感知器の作動と連動して施錠を開放するもの(非常電源が付置されたものに限る。)

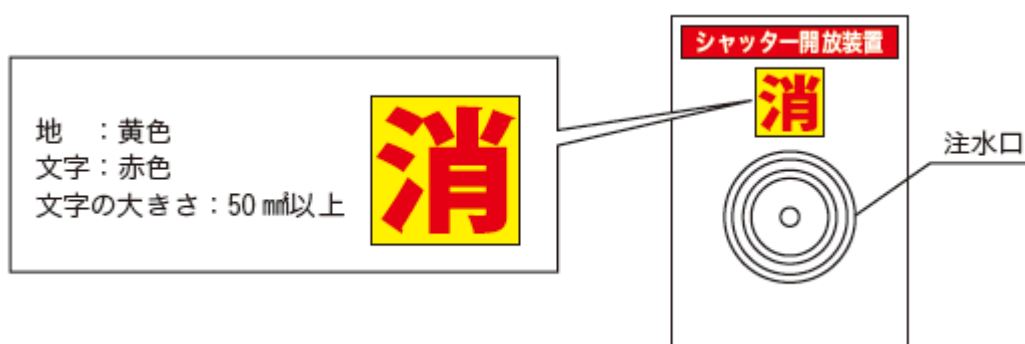
(オ) 屋外から水圧によって開放できる装置(以下この項において「水圧開放装置」という。)を備えたもの(避難階以外の階に、水圧開放装置を設ける場合には、水圧開放装置の注水口を避難階に設けたシャッターを開放する方式のもの若しくはシャッターの押しボタンスイッチ等を作動させる方式のもの(非常電源が付置されたものに限る。))又は幅1m以上の足場を有する開口部とすること。

なお、屋外から水圧によって開錠できる装置(以下この項において「水圧開錠装置」という。)を備えたものも同様の取り扱いとすることができる。

なお、水圧開放装置及び水圧開錠装置は、次に定めるところにより設けること。

- a 水圧開放装置及び水圧開錠装置は、床面からの高さが1m以下となる箇所に設けること。
- b 水圧開放装置及び水圧開錠装置の注水口の直近に容易に消えないように、表示面を反射塗料とし、黄色地に赤色の「消」の文字とした表示をするものであること。(第4-7図参照)
- c 前bの表示の周囲には、これと紛らわしい又はこれを遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

また、シャッター等の水圧開放装置の構造は、昭和52年12月19日付け消防予第251号「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて」によること。なお、消防防災用設備機器性能評定委員会((一財)日本消防設備安全センターに設置)において性能評定を受けたものについては、これに適合するものとして取り扱うことができる。(第4-8図参照)



第4-7図
評定証票



第4-8図

イ 電動式軽量シャッター及び重量シャッター

- (ア) 屋内から非常電源により開放することができるもので、前ア(オ)によるほか、次のいずれかに掲げるもの
 - a 煙感知器の作動と連動して開放するもの(非常電源が付置されたものに限る。)
 - b 屋外から非常電源により開放できる電動式シャッター付の開口部
 - c 防災センター又は中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔操作により開放することができるもの(非常電源が付置されたものに限る。)

(イ) 屋内及び屋外から通電又は停電時に自動又は手動で開放することができるもの(重量シャッターを除く。)

ウ オーバーヘッドドア(オーバースライダー)

屋内から手動又は非常電源により開放することができるもので、前ア(ア)、(イ)、(エ)及び(オ)並びにイに掲げるもの

(3) ドア

ア 手動式ドア(ハンガー式のものを含む。)で、屋内及び屋外から容易に開放できるもの

イ 電動式のドアで、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 普通ガラスで板厚 6mm以下のもの

(イ) 停電時であっても非常電源又は手動により開放できるもの

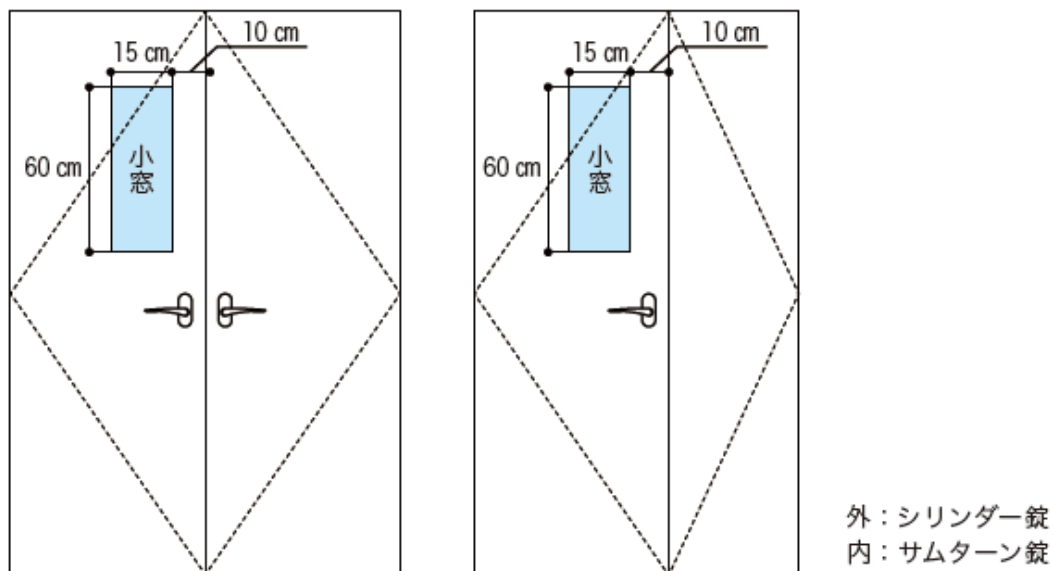
ウ スチールドアで、屋外から水圧開放装置によって施錠を開放できるもの

なお、設置方法及び避難階以外の階に設ける場合には、前(2)ア(オ)の例によること。

エ ガラス小窓付き鉄扉で、ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠を開錠できるもの(第4-9図参照)

オ 自動火災報知設備又は排煙設備若しくは防火戸の連動制御盤の作動と連動して開錠できるもの(電気錠等)

カ 屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠その他消防隊が外部から容易に破壊することにより進入できるもの(南京錠等により施錠された際に、人が屋内に存するものを除く。)



第4-9図

(4) 二重窓等

二重窓(ガラス窓を2組用いて断熱効果又は防音効果を高めた窓をいう。)又はシャッター付開口部、ガラス窓若しくはドアが二重に組み合わされたものの有効開口部の算定については、開口面積の少ない方で行うこと。

ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないとするものを除く。

(5) 外壁面にバルコニーがある場合

外壁面にバルコニー等がある場合の有効開口部の寸法は、昭和 50 年 6 月 16 日消防令第 65 号「外壁面にバルコニー等がある場合の開口部の算定について」及び昭和 57 年 5 月 8 日消防令第 102 号「無窓階の判定、解釈について」問 5 によること。

4 開口部の状態

省令第 5 条の 5 第 2 項第 4 号に規定する「開口のため常時良好な状態」の取り扱いは、次によること。

(1) 次に掲げる状態のものは、常時良好な状態として取り扱うことができる。

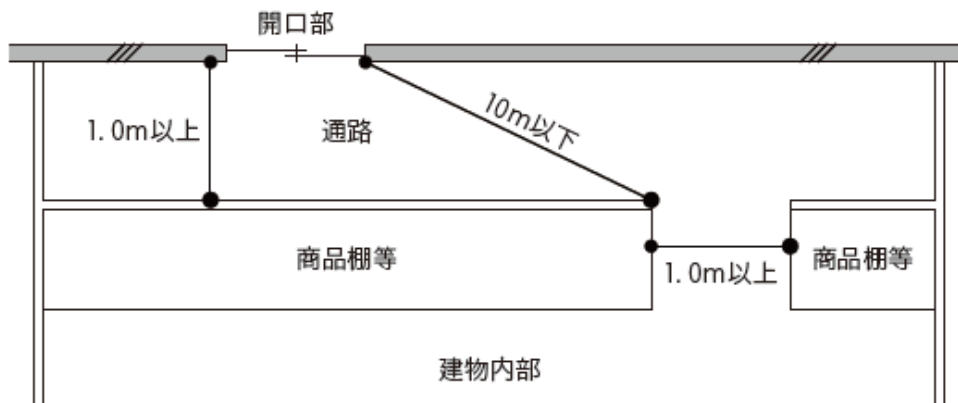
ア 格子、ルーバー、開口部に接近して設けられている広告物、看板、日よけ、雨よけ等を避難及び消火活動上の妨げにならないように設けたもの

イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの(第 4-図参照)

(ア) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等、常時通行に支障ないこと。

(イ) 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員は概ね 1m 以上であること。

(ウ) 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、概ね 10m 以下であること。



第 4-10 図

(2) 窓部分を合板等で閉鎖したり、開口部の前面に柵(キャスター付きの移動可能なものを除く。)を設けたりすることにより、開口部を使用不能な状態にする等避難及び消火活動上の妨げとなっているものは、認められないこと。

(3) 営業中は、省令第 5 条の 5 に規定する開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人的な防火対象物の当該階の消防用設備等の設置については、普通階として取り扱うものとする。

ただし、政令別表第 1(14)項に掲げる防火対象物は、除くものとする。

5 その他

テント倉庫のテント部分で容易に破れるものは、有効な開口部があるものとして取り扱うことができる。

第4-1表

ガラス開口の種類		開口部の条件	判定	
			足場等有り	足場等無し
普通板ガラス フロート板ガラス	厚さ 6 mm以下	引き違い戸	○	○
		FIX	○	○
磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 10 mm以下	引き違い戸	△	△
		FIX	×	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8 mm以下	引き違い戸	△	△
		FIX	×	×
	厚さ 10 mm以下	引き違い戸	△	×
		FIX	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5 mm以下	引き違い戸	○	○
		FIX	○	○
合わせガラス 中間膜 (PVB:ポリビ ニルブチラール) 30mil (膜厚 0.76 mm) 以下	フロート板ガラス 6 mm以下+PVB+ フロート板ガラス 6 mm以下	引き違い戸	△	△
		FIX	×	×
	網入板ガラス 6.8 mm以下+PVB+ フロート板ガラス 5 mm以下	引き違い戸	△	△
		FIX	×	×
合わせガラス 中間膜 (PVB:ポリビ ニルブチラール) 60mil (膜厚 1.52 mm) 以下	フロート板ガラス 5 mm以下+PVB+ フロート板ガラス 5 mm以下	引き違い戸	△	×
		FIX	×	×
	網入板ガラス 6.8 mm以下+PVB+ フロート板ガラス 6 mm以下	引き違い戸	△	×
		FIX	×	×
	フロート板ガラス 3 mm以下+PVB+ 型板ガラス 4 mm以下	引き違い戸	△	×
		FIX	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い戸	×	×
		FIX	×	×
複層ガラス	構成ガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ 6.8 mm以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。			

凡例

○:省令第5条の5第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。

△:ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分(引き違い戸の場合おおむね1/2の面積で算定する。)を省令第5条の5第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。

×:省令第5条の5第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができない。

※ 「足場等」の取扱い

「足場等あり」とは地面、階段等の踊り場、バルコニー等で破壊作業ができるものの他に次に掲げるものは足場等と認めてさしつかえないものとする。

ア 屋根、庇等であって消防活動に支障のない傾斜及び構造であるもの。折版の屋根及び庇については2階建の建築物又は開口位置が2以上の階とならない前面にある場合には、破壊作業に支障のないものとする。

イ グレーチング等で幅1m以上の消火足場を設けたもの。